**8　簡裁調停部門の移転と新宿出張調停**

**（１）東京簡易裁判所墨田分室新庁舎の完成と調停部門の墨田分室への集中**

①　2007年（平成19）年7月、東京簡易裁判所の墨田分室（錦糸町）の建て替え作業が完了し、新庁舎が完成した。同年8月6日には、東京簡易裁判所の調停部門が墨田分室新庁舎へ移管され，新庁舎での業務が開始された。

　　　また、裁判所は、残されていた東京簡易裁判所の4分室（墨田、大森、中野、北）のうち、2005（平成17）年9月30日をもって、大森、中野および北の各分室を廃止している。

　　　裁判所は、墨田分室への調停部門の移管につき、特定調停事件の増加により東京簡易裁判所が手狭になったことや裁判員裁判の実施に向けて東京地方裁判所の増設スペースの確保や東京家庭裁判所の施設の増設などを理由としている。3分室の廃止については、各分室の受理件数が少ないことや3分室の裁判官・書記官を1箇所に集中配置させて効率化させることを理由としている。

②　本来、簡易裁判所は、「下駄履きで行ける裁判所」として日本国憲法の制定と同時期に設置された少額裁判所であり、世界でもあまり例を見ない庶民の裁判所であった。

　　ところが、1994（平成6）年に、それまで東京23区に12箇所あった簡易裁判所は、東京簡易裁判所（霞ヶ関）に統合され、2005（平成17）年9月には、令状事務や調停事件のために残されていた3分室までが廃止されるに至った。墨田分室の新庁舎は、調停室が現在の76室から96室へ増加し、調停委員室もスペースが広くなるなど新庁舎の機能性・効率性は良くなるものの、東京23区の都民のすべてが調停を利用しようとすると墨田分室（錦糸町）まで出向く必要が生じるのであって、庶民の裁判所としての簡易裁判所の本来の機能は到底果たせるものではない。

③　とくに、簡易裁判所での調停は、「市民に身近で気軽に利用できる裁判所」という簡易裁判所の役割の重要な部門であり、司法制度改革審議会の意見書における「裁判所へのアクセスの拡充」「裁判所の利便性の向上」という視点や「夜間・休日サービス」の導入を検討するにあたっても、簡易裁判所は重要な役割を担うべきものである。また、同意見書は、裁判所の配置についても、「裁判所の利便性を確保する見地から」「不断の見直しを加えていくべきである」としているのであって、東京簡易裁判所の3分室の廃止や調停部門の墨田分室への一極集中は、簡易裁判所の本来的役割に反し，司法へのアクセス障害の除去という今次の司法制度改革の基本目標にも逆行するものである。

**（２）新宿地区への調停センター設置への取り組み**

①　この問題は、簡易裁判所の「庶民の裁判所」としての本来的役割を取り戻す運動であり、市民のための司法改革という理念を後退させないよう、利用者（市民）の視点に立った簡易裁判所制度の構築であり、いかに、市民にとって利便性が高く、気軽に利用できる簡易裁判所の調停制度を提供できるかの問題でもある。

　　　また、現在の東京都の人口重心は、杉並区に位置しており、東京都の西地区（しかも、ターミナル駅付近）に簡易裁判所の調停センターを設置することは、都民が調停手続を利用するにあたり、その利便性を大きく高めるものである。

②　そこで、東京三弁護士会は、裁判所に対し、東京簡易裁判所墨田分室の新庁舎における調停センターの充実を図るとともに、新たに新宿地区に調停センターを設置すべきであると強く要望してきた。

新宿調停センター構想としては、東京三弁護士会は、

①墨田区に設置される調停センターの3分の1程度の規模で新宿に常設型の調停センターを設置する

　　　 ②新宿に現地調停方式（旧民調規9条）による出張型の調停センターを設置する（現行法、民事調停法12条4）

　　　 との2案を提示していたが、裁判所側の財政的負担や人的負担の点および弁護士会側の協力体制等から見て、②案の現地調達方式による出張型の調停センターの設置が現実的であり、さらに簡易裁判所の将来の活用・充実にも資すると考え、②案を強く要望してきた。

③　東京三弁護士会は、裁判所に対し、新宿地区への調停センターの設置を要望するだけではなく、これまでに、新宿区を始め、西の各区や東京都議会などに働きかけをし、2005（平成17）年からは2006（平成18）年5月にかけて、新宿区議会、中野区議会、練馬区議会の各区議会が、新宿地区への調停センター設置を要望する意見書を採択し、東京都議会も同年6月に同趣旨の意見書を裁判所や行政府に対して提出した。

④　裁判所は、これまでの東京三弁護士会の要望に対し、東京簡易裁判所の調停機能の墨田分室への移転後も、霞ヶ関本庁舎での民事調停事件の受付・相談機能を存続させることまでは了承したものの、新たな調停事件処理の拠点を設けることは、裁判所のこれまでの方針や財政上も困難であるとしてきた。

　　その後、2006（平成18）年9月から、東京高等裁判所を窓口にして、東京地方裁判所裁判官、東京簡易裁判所裁判官らをメンバーとする「簡易裁判所のあり方に関する協議会」が継続的に開催されることになり、弁護士会側は、その場でも、現地調停方式（旧民調規9条）による出張型の調停センターを新宿地区に設置することを強く要望した。

⑤　 裁判所は、2007（平成19）年9月18日開催された同協議会において、弁護士会側が要望している「現地調停」方式（旧民調規9条）による出張型式による調停は法的に可能であり、新宿地区に相応しい公的施設（区や都の建物の一部あるいは法テラスが利用する施設の一部の約50坪程度）があれば、その施設において週一回の割合で出張調停を実施することが可能である旨を言明した。裁判所は出張型調停に利用する施設の概要まで言及しており、出張型調停に利用可能な相応しい調停センターとしての施設（物件）が具体化すれば、新宿地区に少なくとも週一回開催を予定する調停センターを設置することを決定したといえるものである。

**（３）簡易裁判所の出張による新宿（法テラス）での民事調停の実現**

①　東京三弁護士会は、直ちに、法テラス（日本司法支援センター）を始め、新宿区や都議会各議員と協議をし、東京都とも協議を始めたところ、法テラス東京地方事務所新宿出張所が2008（平成20）年3月頃に入居ビルから退去することになっており、その移転先を検討していることが判明した。そこで、東京三弁護士会は法テラスと協議し、また東京都議会議員や東京都にも協力を要請し、法テラス東京地方事務所新宿出張所の移転先として、東京簡易裁判所の民事調停が実施されることを前提に、西武線新宿駅近くのハローワーク（新宿区歌舞伎町2－42－10、東京都所有）の5階フロアーを賃借できることとなった。

②　裁判所も、移転後の法テラス東京地方事務所新宿出張所（法テラス新宿）における民事調停の実施を了承し、2008（平成20）年1月に入ってからは、法テラスや東京三弁護士会との間で、法テラス新宿における調停室や設備の内容、出張調停の実施要領等の協議を進めていった。法テラス新宿は、同年4月にはハローワークビル5階への移転が完了し、同年5月1日から業務を開始したが、同所における民事調停の実施時期については、施設の使用料の負担に関しての調整が必要となった。

③　同年8月末には、裁判所は、2009（平成21）年4月1日からの法テラス新宿における民事調停の実施のための予算（概算）要求を財務省に提出し、法テラスも同年10月には、2009（平成21）年1月1日から3月までの無償による裁判所の法テラス新宿の施設利用を認めたため、2009（平成21）年1月1日からの法テラス新宿における東京簡易裁判所の出張による民事調停の実施が実現することになった。

　　裁判所と東京三弁護士会との間で合意された新宿出張調停実施の内容は下記のとおりである。

記

（ア）概要

　　2009（平成21）年1月から2012（平成24）年3月までの間（3年間）、試行として、調停委員会が相当と認めた民事調停事件について、法テラス新宿において出張調停を実施する。

（イ）対象事件

　　申立人及び相手方の双方が新宿区、中野区、杉並区、渋谷区、世田谷区、練馬区に住所を有し、かつ、双方が法テラス新宿において調停を行うことを希望していること（特定調停事件を除く）。

（ウ）事件の受付

　　申立人が新宿調停を希望する場合、申立時にその旨の書面を提出し、墨田庁舎において第1回調停期日を開き、相手方も希望する場合で調停委員会が相当と認めたときは、第2回以降の調停期日を実施する場所を法テラス新宿とする旨の決定（旧民事調停規則9条の決定）をする（現行法、民事調停法12条の4の決定）。

（エ）新宿調停の実施

　　　毎週木曜日を実施日とし、法テラス新宿の審査室3室を調停室として使用する。1調停室で1日3～4件の事件を扱う。

**（４）新宿出張調停実施後の状況**

①　裁判所と東京三弁護士会との合意に基づき、2009（平成21）年1月1日から東京簡易裁判所の新宿出張調停が試行的に実施されたが、2011（平成23）年12月31日までの2年間の実施件数は32件であり、十分に利用されているとは言えない状況であった（当初の利用見込みは年間100件程度）。その不振の原因は、周知不足であるとともに、対象事件が限定されていることにもあると考え、東京三弁護士会は、ポスターの作製・貼付や三会弁護士会の会員に案内文を送付するなど、新宿出張調停の周知徹底に取り組む外、対象事件を新宿区などの6区に限らない扱い（管轄の拡張）や申立人については6区内の住所に限らない扱い（要件の緩和）をするよう要求し、また、少なくとも当事者に代理人が選任されている場合は第一回調停から新宿で実施できるよう求めてきた。

　②　裁判所は、弁護士会からの熱心な働きかけに応じ、対象事件の住所要件をこれまでの6区の外、豊島区、板橋区、目黒区、北区の4区も加えた10区まで広げることを了承し、2012（平成24）年2月から実施されることとなり、また、試行期間も2014（平成26）年3月まで長することも了承した。

2012（平成24）年2月からは、利用対象区数がこれまでの6区から10区に拡大されて実施されたが、利用件数の顕著な増加は見られず、新宿出張調停の開始時2009（平成21）年1月から2013（平成25）年3月までの対象件数1315件のうち、新宿出張調停の希望件数は242件であり、対象件数の2割を切る希望件数しかない状況であった。

③　このような実施状況において、裁判所は、2013（平成25）年4月、新宿出張調停の希望件数が少なく、このような利用状況であれば、次年度以降の試行期間の延長は困難との見解を表明した。これに対し、弁護士会からは、強く試行期間の延長を求めるとともに、希望件数が増えない原因の1つに新宿出張調停の場所的問題も考えられるところから、法テラス東京地方事務所が2014（平成26）年3月に新宿区西新宿に移転するに伴い、同事務所内での新宿出張調停の継続延長を提案した。

　　 その後、弁護士会と裁判所は、法テラスも交えて協議した結果、同年10月、法テラス東京地方事務所の移転先（新宿区西新宿1－24－1エステック情報ビル13階）において、これまでと同じ条件（賃料等）で、同規模の施設（調停室3、待合室2、執務室1）を新宿出張調停のために使用できることが確定したことから、裁判所は、2014(平成26)年4月以降も移転先の法テラス東京地方事務所内において新宿出張調停の試行的実施を継続することを了承した。

**（５）新宿出張調停を成功させるための更なる取り組みを**

①2014（平成26）年4月からは、新宿区西新宿に移転した法テラス東京地方事務所内において新宿出張調停が実施されている。その場所は、JR新宿駅西口より都庁方向に徒歩5分の場所（新宿センタービルの道路を挟んで向かい側）にあり、新宿出張調停を利用するにあたり、都民の利便性は向上するものと期待されたが、同年4月から2015（平成27）年7月までの間の対象件数569件のうち新宿出張調停の希望件数は140件であり、希望件数については、いくらかの増加傾向も見られるが、係属件数は増加していない。

②　東京簡易裁判所が実施する新宿出張調停は、現在、試行的に実施されているもので、

施行期間内において新宿出張調停の利用件数が増加していけば、出張調停の実施日数も当然に増すことが予定されており、さらに出張調停が恒久的な制度として運用されることも期待されていた。しかるに、現状のまま利用件数が増加しなければ、新宿出張調停の試行的実施は、その存続が危くなる虞れがある。そこで、東京三弁護士会は、新宿出張調停の利用が増加しない原因として、対象事件の限定的要件や第1回調停期日につき新宿では実施できないことなどが利用の障壁となっていると考え、2015（平成27）年11月、裁判所に対して、(ア)対象事件の住所地要件につき、申立人の住所地要件を無くし、相手方住所地あるいは勤務地が対象区に存在する場合および相手方が同意した場合には、新宿出張調停を利用できるようにする(イ)第1回調停期日から新宿において出張調停が実施できるようにする、との要望書を提出した。

③　その後、東京三弁護士会からの前記要望に基づき、裁判所との間で協議を続けてきたが、裁判所は、前記要望事項のうち、対象事件の住所地要件につき、申立人の住所地要件を廃止し、相手方については、その住所地あるいは勤務地が対象区に存在する場合には、新宿出張調停を利用できることにすることを了承した。そして、裁判所は、新しい住所地要件に基づく新宿出張調停の利用申出を2016（平成28）年11月1日から受け付けることを約束した。

　　したがって、同年11月1日からは、申立人の住所地要件は無くなり、相手方の住所地あるいは勤務地が対象区に存在する場合には、新宿出張調停を利用することができるようになったが、この申立要件の緩和によっても、新宿出張調停の希望件数や利用件数が増加しなければ、現在実施されている新宿出張調停の試行的運用の継続は極めて困難な状況となる虞がある。東京三弁護士会としては、これまで以上に各会員に対する新宿出張調停の周知徹底を図るとともにその利用が増加していくためのあらゆる方策を講じる必要がある。

④　法テラス新宿における出張調停は、裁判所が外部の施設を利用して定期的に出張して調停を実施するというもので、これまでの日本の司法制度において画期的なことである。東京簡易裁判所による法テラス新宿における出張調停が成功すれば、地方の過疎地などへの出張調停や地方の法テラス事務所を利用しての出張調停などの実現のみならず、他の裁判手続（例えば、即決和解など）についても、裁判官の出張による裁判手続の実施への途を開くことにもなるのである。そのためにも、弁護士会は、是非とも東京簡易裁判所による新宿出張調停を成功させなければならない。